

## 給付金支払請求書類の簡便化について

第一生命保険相互会社（社長 斎藤勝利）は、2月から一定条件を満たしたご契約について、手術給付金の請求の際に、診断書の提出を省略する取扱いを開始しました。

当社では、従来から責任開始期より2年以上経過したご契約（疾病による入院の場合）について、14日以内の入院で手術がない場合に限り、診断書の提出に代えて、被保険者の方が記入する「入院状況報告書」と領収書の提出によってご請求いただく取扱いをおこなっていました。

この2月から、さらなるお客さまの利便性向上を目的にして、手術給付金の請求についても同様の取扱いを開始しました。診断書の提出に代えて、被保険者の方に記入いただく「治療内容報告書」と領収書等を証明資料として提出することで、手術がある場合でも14日以内のご入院であれば、ご請求が可能になります。このような取扱いは、生命保険業界で初めての取組みとなります。

### 【ご参考】入院給付金請求に必要な書類（2年以上経過後）

|               | 手術 | 従来の必要書類   | 改訂後の必要書類   |
|---------------|----|---|--|
| 疾病による14日以内の入院 | 有  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書</li> <li>・給付金請求書</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療内容報告書</li> <li>・領収書</li> <li>・給付金請求書</li> <li>・手術同意書の写し</li> </ul> |
|               | 無  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書<br/>(入院状況報告書+領収書の代用可)</li> <li>・給付金請求書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療内容報告書</li> <li>・領収書</li> <li>・給付金請求書</li> </ul>                    |

\* 領収書は、入院期間や手術料の内訳の記載があるものをご提出いただきます。

\* 災害による入院については、責任開始からの経過年数に関わらず、「治療内容報告書」をご利用いただけます。

「治療内容報告書」をご利用いただける件数は、昨年度の給付金請求実績から試算すると全体の約半数となる見込みです。 個人保険・個人年金の入院給付金・手術給付金のお支払件数合計（平成16年度）：67.8万件

当社では、これまでもご契約者の利便性向上を目的として、給付金支払事務の見直しを進めてまいりました。

この1月には、給付金の事務システムを刷新することでお支払いの迅速化を進め、お客さまの銀行口座へ着金するまでの日数を短縮しました。現在では給付金の請求書類を本社で受付けたから、お客さまの銀行口座への着金までに必要とする日数は、平均で1~2営業日と業界トップクラスの水準となっています。

今回の給付金の請求手続きの簡便化では、ご請求書類の準備段階におけるお客さまのご負担を軽減することを目指しました。

このように当社では、今後も引き続き、経営理念である「ご契約者第一主義」を実践し、お客さまサービスのさらなる向上を図ってまいります。

当社が査定に必要とする書類が完備していることが条件となります。

以 上